

投信積立取引取扱規定 新旧対照表

新	旧
<p>(現行どおり)</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第5条 申込者は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を指定銘柄の累積投資口座に払込むものとします。</p> <p>2 払込金の額は、1銘柄あたり1万円以上1千円の整数倍の金額とします。</p> <p>(ただし、1銘柄あたり<u>10億円</u>未満の金額とします。)</p> <p>3 前2項の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めに関わらずMRFの買付けは行わないものとします。</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>2021年9月</u></p>	<p>(省 略)</p> <p>(金銭の払込み)</p> <p>第5条 申込者は指定銘柄の買付けにあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を指定銘柄の累積投資口座に払込むものとします。</p> <p>2 払込金の額は、1銘柄あたり1万円以上1千円の整数倍の金額とします。</p> <p>(ただし、1銘柄あたり<u>100万円</u>未満の金額とします。)</p> <p>3 前2項の払込みにより生じた預り金については、取引口座にかかる他の定めに関わらずMRFの買付けは行わないものとします。</p> <p>(省 略)</p> <p><u>2019年8月</u></p>

以上